事務所通信



令和5年6月号 山本修税理士事務所 株式会社 川島経営研究所

http://www.kawa-kei.co.jp

〒105-0014 東京都港区芝 2-2-15 芝ヒロセビル 5F

TELO3(3456)4361 FAXO3(5476)7255 <u>Ex-llinfo@kawa-kei.co.jp</u>

インボイス制度の改正

インボイス制度の実施に当たり実務が円滑になるように一部改正がありました。

(1) 小規模事業者に対する負担軽減措置

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減として売上に係る消費税額の2割を納めるという方法が選択出来ます。この軽減措置は3年間(令和8年9月30日の属する課税期間まで)適用することが出来ます。

① 消費税の原則的な計算方法

例題 イメージ

売上高

税抜き700万円とします。消費税は70万円です。 仕入等

仕入れや経費、固定資産購入で支払ったものが合計で 150 万円とします。消費税は 15 万円です。

消費税の原則的な計算では

70-15=55 万円を消費税として納付します。

② 簡易課税制度

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税事業者については事前に簡易課税制度選択届出書を提出していることを条件に原則的な方法に変えて簡易課税として消費税を納税することが出来ます。

簡易課税制度上5種に該当するとします。※15種の場合はみなし仕入れ率が50%です。売上に係る消費税70万円の50%として35万円を消費税として納付します。

原則よりは20万円ほど納税は少なくて済んでいます。

※1 簡易課税制度では売り上げの内容ごとに業種を 区分して計算します。 卸売りが1種で90%、小売りが2種で80%、製造が3種で70%、飲食が4種で60%、サービス業が5種で50%、不動産賃貸が6種で40%を売上に係る消費税から控除して納付とすることが出来ます。

③ 小規模事業者に対する負担軽減措置(新設)

インボイス制度開始前までは、基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者について消費税の納税義務がありました。インボイス制度が始まりますと登録事業者は基準期間の課税売上高にかかわらず消費税の納税義務が生じます。基準期間の課税売上高とは2期前の消費税のかかる売上高です。事業年度の変更がない法人や個人事業者の場合は2年前と売上高となります。

例題の場合、売上に係る消費税 70 万円に×20% をして14万円を納税します。

簡易課税と小規模事業者に対する負担軽減措置と 比べると3種から6種に該当する事業者の場合は簡 易課税より負担軽減措置を選択した方が、納税額が 少なくて済みます。負担軽減措置の適用に当たって は事前の届出を求めず、申告時に選択できることに なっております。

(2) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

インボイス制度の実施に伴う事務負担を軽減する ために基準期間における課税売上高が1億円以下で ある事業者については、制度開始から6年間は1万 円未満の課税仕入れについてはインボイスの保存が 無くても帳簿のみで仕入れ税額控除が出来ます。

なおこの少額特例は税込1万円未満の課税仕入れが適用対象となりますが、「税込1万円未満の課税仕入れ」に該当するか否かについては、一回の取引の課税仕入れに係る金額(税込み)が1万円未満かどうかで判定するため、一商品ごとの金額により判定するものではありません。たとえば5,000円の商

品と 7,000 円の商品を同時に購入した場合(合計 12,000円)には、少額特例の対象とはならず、インボイスが必要となります。

(3) 少額な返還インボイスの交付義務の見直し

事業者の実務に配慮して少額な値引き等(1万円 未満)については返還インボイスの交付を不要とし ます。

どの様なケースを想定しているかというと、買掛金や末払金を支払う際に買い手が振込手数料分を差し引いて差額を振込みする場合があります。インボイスの当初の考え方だと売り手は本来買い手が負担すべき振込手数料を負担するだけでなく、手数料分は値引き処理として返還インボイスの交付を買い手にすることになります。この規定の見直しが出来たことにより、差し引かれた振込手数料に対するインボイスをわざわざ発行しなくてもよいということになります。

6月の給与業務

6月から7月は、給料計算担当者にとって忙しい時期です。天引きされている税金の変更や社会保険料の申告書等の提出及び納期限が集中しております。この時期に提出すべき書類を確認します。

令和5年7月10日 期限のもの

- 労働保険の申告と納付
- ・ 社会保険の算定基礎届
- 源泉所得税の納期の特例の納付

1. 労働保険の申告と納付

労働保険の申告は、毎年7月10日までに提出し、あわせて納付する必要があります。<u>本年度は6月1日(木)~7月10日(月)までに申告・</u>納付をお願いいたします。

本年の申告は、令和4年4月1日~令和5年3月31日の確定保険料を算出して、前年度に申告した概算保険料との精算を行います。さらに令和5年4月1日~令和6年3月31日の概算保険料を算出し、納付することとなります。

したがって、毎年、前年度の確定保険料と今年

度の概算保険料とを計算して納付することとなり ます。

算出した概算保険料が 40 万円を超える場合 (雇用保険又は労災保険のいずれかに加入して事業所が成立している場合は 20 万円)には、3回に分けて納付することも選択できます。

労働保険の申告では、雇用保険と労災保険の2種類の保険と、一般拠出金を合わせて申告しております。今年度確定保険料は4月1日から9月30日までの雇用保険料と10月1日から3月31日までの保険料に変更があることから例年の計算よりひと手間があります。さらに次年度の概算時の料率も異なりますので計算は複雑です。

変更点

まず賃金集計表を使用します。

- ① 前期分、令和4年4月1日~令和4年9月3 0日に記載します。円単位で集計しそれを千 円単位で転記します。その際に端数は切り捨 てます。(イ)
- ② 後期分、令和4年10月1日~令和5年3月 31日に記載します。こちらも端数は切り捨てます。(ロ)
- ③ 一般の事業の保険料率の場合
 - ① (イ) に雇用保険料率 (ハ) の 9.5 を乗じます。(ホ)
 - ②(ロ)に雇用保険料率の(二)13.5 を乗じます。(へ)

(木) + (へ) の合計金額を申告書に転記します。

※労働保険申告書の雇用保険分の料率は2つの期間の料率が異なるため記載は不要です。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの 概算賃金は上記①+②の雇用保険分の金額に 15.5 を乗じればよいです。



(担当 芝事務所 :山本修)